

消防庁告示第 14 号

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件

昭和 50 年 10 月 16 日 消防庁告示第 14 号

改正

昭和五五年九月消防庁告示第八号、五六年六月第七号、六一年四月第三号、平成元年一二月第五号、三年五月第三号、一一月第七号、四年七月第四号、五年八月第三号、六年二月第五号、七年二月第五号、九年一二月第一三号、一一年九月第一一号、一四年三月第三号、一六年九月第二四号、平成一八年三月第十号、五月第二十六号、二一年二月第四号、三月第九号、九月第一九号、一一月第二四号、二二年二月第五号、八月第一五号、九月第一六号、十二月第二四号

昭和五十年消防庁告示第三号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を次のように定める。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

- 一 消火器具の点検の基準及び点検票 別表第一及び[別記様式第一](#)
- 二 屋内消火栓（せん）設備の点検の基準及び点検票 別表第二及び[別記様式第二](#)
- 三 スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 別表第三及び[別記様式第三](#)
- 四 水噴霧消火設備の点検の基準及び点検票 別表第四及び[別記様式第四](#)
- 五 泡（あわ）消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び[別記様式第五](#)
- 六 不活性ガス消火設備の点検の基準及び点検票 別表第六及び[別記様式第六](#)
- 七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準及び点検票 別表第七及び[別記様式第七](#)
- 八 粉末消火設備の点検の基準及び点検票 別表第八及び[別記様式第八](#)

九 屋外消火栓 (せん) 設備の点検の基準及び点検票 別表第九及び[別記様式第九](#)

十 動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票 別表第十及び[別記様式第十](#)

十一 自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第十一及び[別記様式第十二](#)

十一 の二ガス漏れ火災警報設備の点検の基準及び点検票 別表第十一の二及び[別記様式第十一の二](#)

十二 漏電火災警報器の点検の基準及び点検票 別表第十二及び[別記様式第十二](#)

十三 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第十三及び[別記様式第十三](#)

十四 非常警報器具及び設備の点検の基準及び点検票 別表第十四及び [別記様式第十四](#)

十五 避難器具の点検の基準及び点検票 別表第十五及び[別記様式第十五](#)

十六 誘導灯及び誘導標識の点検の基準及び点検票 別表第十六及び [別記様式第十六](#)

十七 消防用水の点検の基準及び点検票 別表第十七及び[別記様式第十七](#)

十八 排煙設備の点検の基準及び点検票 別表第十八及び[別記様式第十八](#)

十九 連結散水設備の点検の基準及び点検票 別表第十九及び[別記様式第十九](#)

二十 連結送水管の点検の基準及び点検票 別表第二十及び[別記様式第二十](#)

二十一 非常コンセント設備の点検の基準及び点検票 別表第二十一及び[別記様式第二十一](#)

二十二 無線通信補助設備の点検の基準及び点検票 別表第二十二及び[別記様式第二十二](#)

二十三 非常電源 (非常電源専用受電設備) の点検の基準及び点検票 別表第二十三及び[別記様式第二十三](#)

二十四 非常電源(自家発電設備)の点検の基準及び点検票 別表第二十四及び[別記様式第二十四](#)

二十五 非常電源(蓄電池設備)の点検の基準及び点検票 別表第二十五及び[別記様式第二十五](#)

二十五の二 非常電源(蓄電池設備)の点検の基準及び点検票 別表第二十五の二及び[別記様式第二十五の二](#)

二十六 配線の点検の基準及び点検票 別表第二十六及び[別記様式第二十六](#)

二十七 総合操作盤の点検の基準及び点検票 別表第二十七及び[別記様式第二十七](#)

二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準及び点検票 別表第二十八及び[別記様式第二十八](#)

二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準及び点検票 別表第二十九及び[別記様式第二十九](#)

三十 共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 別表第三十及び[別記様式第三十](#)

三十一 共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十一及び[別記様式第三十一](#)

三十二 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準及び点検票 別表第三十二及び [別記様式第三十二](#)

三十三 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十三及び[別記様式第三十三](#)

三十四 加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票 別表第三十四及び[別記様式第三十四](#)

三十五 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十五及び[別記様式第三十五](#)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年九月二九日消防庁告示第八号)

この告示は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月二〇日消防庁告示第七号)

この告示は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月一六日消防庁告示第三号)

この告示は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成元年一二月五日消防庁告示第五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年五月三〇日消防庁告示第三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一一月二二日消防庁告示第七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年七月二一日消防庁告示第四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年八月九日消防庁告示第三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月一五日消防庁告示第五号)

1

この告示は、平成六年四月一日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第一から別記様式第二十六までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成七年二月七日消防庁告示第五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月二四日消防庁告示第一三三号)

この告示は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一一年九月三〇日消防庁告示第一一〇号)

この告示は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一二日消防庁告示第三号)

1

この告示は、平成十四年七月一日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第一から別記様式第二十六までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一八年三月二九日消防庁告示第十号)

1

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十四及び別表第二十五の改正規定、別表第二十五の次に一表を加える改正規定、別記様式第二十四及び別記様式第二十五の改正規定並びに別記様式第二十五の次に一様式を加える改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十六、別記様式第二十四及び別記様式第二十五に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一八年五月三十日消防庁告示第二六号)

この告示は、平成一九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月二六日消防庁告示第四号)

1

この告示は公布の日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十一に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二一年三月三十日消防庁告示第九号)

1

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第三及び別記様式第十三に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十一年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二一年九月一五日消防庁告示第一九号)

この告示は公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一一月六日消防庁告示第二四号)

1

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十四及び別記様式第十六に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二二年二月五日消防庁告示第五号)

1

この告示は、公布の日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第三十一及び別記様式第三十二に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二二年八月二六日消防庁告示第一五号)

1

この告示は、公布の日から施行する。

2

この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十六に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十三年二月二十八日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二二年九月三十日消防庁告示第十六号)

1

この告示は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年十二月二十二日消防庁告示第二四号)

1

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2

前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一(5)に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの(消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。)にあっては、抜取り方式により実施することができるものとして、この規定を適用する。

別表第1 消火器具の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 設置状況

ア 設置場所

通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。

イ 設置間隔

防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。

ウ 適応性

設置した場所の消火に適応する消火器具であること。

エ 耐震措置 (転倒により消火薬剤が漏出するおそれのある消火器に限る。)

震動等による転倒を防止するための適当な措置が講じられていること。

(2) 表示及び標識

損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく、所定のものが設けられていること。

(3) 消火器の外形

ア 本体容器

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。

ウ 安全栓

変形、損傷等がなく、確実に装着されていること。

エ 使用済みの表示装置

変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。

オ 押し金具及びレバー等の操作装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。

カ キャップ

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

キ ホース

変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されていること。

ク ノズル、ホーン及びノズル栓

変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあっては、ホーン握りの脱落がないこと。

ケ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正であること。

コ 圧力調整器

変形、損傷等がないこと。

サ 安全弁

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

シ 保持装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせること。

ス 車輪(車載式消火器に限る。)

変形、損傷等がなく、円滑に回転すること。

セ ガス導入管(車載式消火器に限る。)

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

(4) 消火器の内部及び機能

消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち製造年から3年(化学泡消火器にあっては設置後1年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあっては、抜取り方式により点検を行うことができる。

ア 本体容器及び内筒等

(ア) 本体容器

内面に腐食、防錆（せい）材料の脱落等がないこと。

（イ）内筒等

損傷、腐食、漏れ等がないこと。

（ウ）液面表示

明確にされていること。

イ 消火薬剤

（ア）性状

変色、腐敗、沈澱物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては、固化がないこと。

（イ）消火薬剤量

所定量あること。

ウ 加圧用ガス容器

著しい腐食がなく、加圧用ガスが所定量あること。

エ カッター及び押し金具

変形、損傷等がなく、操作作用のレバー、ハンドル等を操作した場合に、カッター及び押し金具が確実に作動すること。

オ ホース

ホース及びホース接続部につまり等がないこと。

カ 開閉式ノズル及び切替式ノズル

開閉操作又は切替操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

正常に作動すること。

ク 使用済みの表示装置

正常に作動すること。

ケ 圧力調整器

正常に作動すること。

コ 安全弁及び減圧孔（排圧栓を含む。）

変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動すること。

サ 粉上り防止用封板

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

シ パッキン

変形、損傷、老化等がないこと。

ス サイホン管及びガス導入管

変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられていること。

セ ろ過網

損傷、腐食、つまり等がないこと。

ソ 放射能力

車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

(6) 簡易消火用具

ア 外形

水バケツ及び水槽に、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 水量等

水槽の水、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩が規定量あること。

別表第2 屋内消火栓設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計 (圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 直接操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 遠隔操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられていること。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

c 遠隔起動部（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 11 条第 3 項第 2 号の基準により設置される屋内消火栓（以下「2 号消火栓」という。）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 7 号へただし書の規定に適合する消火栓（以下「易操作性 1 号消火栓」という。）に限る。）

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 機能

正常であること。

d 起動用水圧開閉装置

(a) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆（たい）積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 屋内消火栓箱等

ア 消火栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

a 令第 11 条第 3 項第 1 号の基準により設置される屋内消火栓（易操作性 1 号消火栓を除く。）

ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

b 易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓

ホース及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

(イ) 操作性（易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓に限る。）

ノズルの手元開閉装置の操作が容易で、ホースの延長、格納が容易にできること。

(ウ) ホースの耐圧性能（ホース（易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓のホースを除く。）の製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。）

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

ウ 消火栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 始動表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

カ 使用方法の表示

適正に取り付けられていること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、直接操作部、遠隔操作部又は遠隔起動部により加圧送水装置を起動させ、任意の屋内消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

規定量以上であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

イ 放水量

規定量以上であること。

ウ 減圧のための措置

機能が正常であること。

別表第3 スプリンクラー設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計 (圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

┆ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

┆ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 自動式起動装置

(a) 起動用水圧開閉装置

① 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

② 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

③ 機能

作動圧力値が適正であること。

(b) 火災感知装置

① 感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じ、機能が正常であること。

② 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(6)ア及びイに準じた事項に適合していること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆（たい）積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 流水検知装置二次側配管（乾式又は予作動式のものに限る。）

排水が適正に行われること。

キ 標識

制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っておらず、かつ、ホース等が容易に着脱できること。

ウ 標識

適正に設けられていること。

(6) スプリンクラーヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感熱障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(7) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

オ 減圧警報装置

作動圧力及び警報が適正であること。

(8) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(9) 排水設備（放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。）

損傷、つまり等がなく、機能が正常であること。

(10) 補助散水栓箱等

ア 補助散水栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

(イ) 操作性

ノズルの手元開閉装置の操作が容易で、ホースの延長、格納が容易にできること。

ウ 補助散水栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 使用方法の表示

適正に取り付けられていること。

(11) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

非常電源に切り替えた状態で、末端試験弁の開放操作等により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力

末端試験弁において規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 放水圧力

末端試験弁において規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(3) 補助散水栓

非常電源に切り替えた状態で、補助散水栓を操作することにより加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

(ウ) 放水量

規定量以上であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

(ウ) 放水量

規定量以上であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

別表第4 水噴霧消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計 (圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 標識

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 自動式起動装置

(a) 起動用水圧開閉装置

① 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

② 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

③ 機能

作動圧力値が適正であること。

(b) 火災感知装置

① 感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

② 閉鎖型スプリンクラーヘッド

スプリンクラー設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆(たい)積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 標識

制御弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 水噴霧ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

イ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(6) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常である

こと。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

(7) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(8) 排水設備

ア 排水溝及び集水管

損傷、つまり等がないこと。

イ 区画境界堤

損傷がないこと。

ウ 消火ピット

損傷、つまり等がなく、油分離装置の機能が正常であること。

(9) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 一斉開放弁

正常に作動すること。

ウ 放射圧力等

放射圧力、放射量、放射状態等が適正であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 表示、警報等

適正に行われること。

イ 一斉開放弁

正常に作動すること。

ウ 放射圧力等

適正であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

別表第5 泡消火設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計 (圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 手動式起動操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 標識

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 自動式起動装置

(a) 起動用水圧開閉装置

① 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

② 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

③ 機能

作動圧力値が適正であること。

(b) 火災感知装置

① 感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

② 閉鎖型スプリンクラーヘッド

スプリンクラー設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆(たい)積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 泡消火薬剤貯蔵槽等

ア 消火薬剤貯蔵槽

変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

ウ 圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(6) 泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置

ア 外形

変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。

イ 薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）

調整機構の設定状態が設置時と同じであること。

ウ 加圧送液装置

漏液等がなく、加圧用にポンプを用いるものにあっては加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であること。

(7) 泡放出口

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がなく、他のものの支え、つり等には利用されていないこと。

イ 泡放出障害

泡ヘッドにあっては周囲に泡の分布を、高発泡用泡放出口にあっては泡の流動を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

泡ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(8) 流水検知装置及び圧力検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

(9) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(10) 防護区画（高発泡を用いる泡消火設備に限る。）

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(11) 非常停止装置（高発泡を用いる泡消火設備に限る。）

変形、損傷等がなく、機能が正常であること。

(12) 泡放射用器具格納箱等

ア 泡放射用器具格納箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。）

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷、著しい漏水等がないこと。

ウ ホース接続口

変形、損傷、著しい腐食等がなく、着脱が容易にでき、ホース接続口である旨の標識が適正に設けられていること。

エ 開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 固定式の泡消火設備

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

a 低発泡を用いるもの

全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。

b 高発泡を用いるもの

水により放射を行い、放射圧力が適正であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 一斉開放弁

正常に作動すること。

(ウ) 分布等

a 低発泡を用いるもの

全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最遠の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。

b 高発泡を用いるもの

水により放射を行い、放射圧力が適正であること。

(エ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 移動式の泡消火設備

非常電源に切り替えた状態で、遠隔起動操作部の操作により加圧送水装置を起動させ、任意の泡消火設備により放射し、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

e 減圧のための措置

機能が正常であること。

(イ) 発泡倍率、放射圧力、混合率

適正であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 発泡倍率、放射圧力、混合率

適正であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

別表第6 不活性ガス消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 消火剤貯蔵容器等

ア 消火剤貯蔵容器

(ア) 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

(ウ) 表示及び標識

適正に設けられていること。

イ 高圧式(常温で貯蔵するものに限る。)

(ア) 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

(イ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

c ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

ウ 低圧式(二酸化炭素を低温で貯蔵するものに限る。)

(ア) 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

(イ) 液面計及び圧力計

変形、損傷等がなく、正常に作動すること。

(ウ) 圧力警報装置及び安全装置等

変形、損傷等がなく、作動圧力値が適正で、かつ、機能が正常であること。

(エ) 自動冷凍機

変形、損傷、著しい腐食等がなく、作動温度が適正で、かつ、機能が正常であること。

(オ) 放出弁

変形、損傷、締付部の緩み等がなく、機能が正常であること。

(カ) 放出弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 電気式の放出弁開放装置

端子の緩み、損傷等がなく、確実に作動すること。

c ガス圧式の放出弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(キ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、接続部の緩み等がないこと。

(2) 起動用ガス容器等

ア 起動用ガス容器

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が確実にできること。

(イ) 表示

適正に設けられていること。

イ ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

エ 容器弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) 手動式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(3) 選択弁

ア 本体

(ア) 外形

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

イ 開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の開放装置

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の開放装置

ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(4) 操作管及び逆止弁

ア 外形

変形、損傷、接続部の緩み等がなく、取付位置及び方向等が適正であること。

イ 機能

正常であること。

(5) 起動装置

ア 手動式起動装置

(ア) 周囲の状況

操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 操作箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に固定され、かつ、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電源表示灯

正常に点灯していること。

(オ) 音響警報起動用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(カ) 放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 保護カバー

有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 自動式起動装置

(ア) 火災感知装置

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(イ) 自動・手動切替装置

変形、損傷、脱落等がなく、切替位置及び切替機能が正常であること。

(ウ) 自動・手動切替表示灯

正常に点灯すること。

(6) 警報装置

ア 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 音響警報

正常に鳴動し、その音圧が適正であること。

ウ 音声警報

正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに注意音を発し、その後音声を発すること。

(7) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 遅延装置

設定が適正であること。

シ 自動・手動切替機能

正常であること。

ス 放出制御機能

正常であること。

セ 制御盤用音響警報装置

機能が正常であること。

ソ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(8) 配管等

ア 管及び管継手

損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ 閉止弁(二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。)

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(9) 配管の安全装置等

ア 安全装置

放出口のつまり等がないこと。

イ 破壊板

変形、損傷、脱落等がないこと。

(10) 消火剤等排出措置

適正な位置に設けてあること。

(11) 圧力上昇防止措置

適正に設けられ、機能が正常であること。

(12) 放出表示灯

適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。

(13) 噴射ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

周囲に放射障害となるものがないこと。

(14) 防護区画

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 電気で作動するもの

端子の緩み等がなく、機能が正常であること。

(ウ) ガス圧で作動するもの

機能が正常であること。

(15) 防護区画に隣接する部分の保安措置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）

ア 設定範囲

適正に定められていること。

イ 保安措置

(ア) 消火剤排出措置

適正な位置に設けてあること。

(イ) 放出表示灯

適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。

(ウ) 警報装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 音響警報

正常に鳴動し、その音圧が適正であること。

c 音声警報

正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに必ず注意音を発した後、音声を発すること。

(エ) 注意銘板

適正な位置に設けられ、損傷、脱落、汚損等がないこと。

(16) 非常電源 (内蔵型のものに限る。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値の範囲内であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

変形、損傷、緩み、著しい腐食、焼損等がないこと。

(17) ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 格納箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ ホース

変形、損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。

エ ホースリール

ホースの引出し、格納等が容易にできること。

オ ノズル

著しい腐食、つまり等がなく、危害防止のための措置がされていること。

カ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできること。

(18) 表示灯及び標識 (移動式に限る。)

適正に設けられていること。

(19) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 全域放出方式及び局所放出方式

非常電源に切り替えた状態で起動させ、次の事項について確認すること。

ア 全域放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 遅延装置

確実に作動すること。

(ウ) 開口部の自動閉鎖装置等

正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。

(エ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(オ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(カ) 放出表示灯

正常に点灯すること。

イ 局所放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(ウ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(2) 移動式

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ノズル開閉弁

異常がなく、試験用ガスが放射されること。

イ ホース及びホース接続部

試験用ガスの漏れがないこと。

別表第7 ハロゲン化物消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア 消火剤貯蔵容器

(ア) 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体が取付枠に確実に固定されていること。

(ウ) 表示及び標識

適正に設けられていること。

イ 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

エ 容器弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

オ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の緩み等がないこと。

(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア 消火剤貯蔵タンク

(ア) 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、タンク本体は取付枠に確実に固定されていること。

(ウ) 表示及び標識

適正に設けられていること。

(エ) 安全装置

放出口のつまり等がないこと。

イ 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 放出弁

変形、損傷、締付部の緩み等がなく、機能が正常であること。

エ 放出弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の放出弁開放装置

端子の緩み、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の放出弁開放装置

ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

オ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

カ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

c 表示

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(エ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

c ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(オ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

キ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の緩み等がないこと。

(3) 起動用ガス容器等

ア 起動用ガス容器

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が確実にできること。

(イ) 表示

適正に設けられていること。

イ ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

エ 容器弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) 手動式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(4) 選択弁

ア 本体

(ア) 外形

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

イ 開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の開放装置

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の開放装置

ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(5) 操作管及び逆止弁

ア 外形

変形、損傷、接続部の緩み等がなく、取付位置及び方向等が適正であること。

イ 機能

正常であること。

(6) 起動装置

ア 手動式起動装置

(ア) 周囲の状況

操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 操作箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に固定され、かつ、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電源表示灯

正常に点灯していること。

(オ) 音響警報起動用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(カ) 放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 保護カバー

有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 自動式起動装置

(ア) 火災感知装置

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(イ) 自動・手動切替装置

変形、損傷、脱落等がなく、切替位置及び切替機能が正常であること。

(ウ) 自動・手動切替表示灯

正常に点灯すること。

(7) 警報装置

ア 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 音響警報

正常に鳴動し、その音圧が適正であること。

ウ 音声警報

正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに必ず注意音を発した後、音

声を発すること。

(8) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 遅延装置

設定が適正であること。

シ 自動・手動切替機能

正常であること。

ス 放出制御機能

正常であること。

セ 制御盤用音響警報装置

機能が正常であること。

ソ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(9) 配管等

ア 管及び管継手

損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

(10) 配管の安全装置等

ア 安全装置

放出口のつまり等がないこと。

イ 破壊板

変形、損傷、脱落等がないこと。

(11) 消火剤等排出措置

装置等が必要な位置に設けてあること。

(12) 放出表示灯

適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。

(13) 噴射ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

周囲に放射障害となるものがないこと。

(14) 防護区画

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 電気で作動するもの

端子の緩み等がなく、機能が正常であること。

(ウ) ガス圧で作動するもの

機能が正常であること。

(15) 非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値の範囲内であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

変形、損傷、緩み、著しい腐食、焼損等がないこと。

(16) ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 格納箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ ホース

変形、損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。

エ ホースリール

ホースの引出し、格納等が容易にできること。

オ ノズル

著しい腐食、つまり等がなく、危害防止のための措置がされていること。

カ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできること。

(17) 表示灯及び標識（移動式に限る。）

適正に設けられていること。

(18) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 全域放出方式及び局所放出方式

非常電源に切り替えた状態で起動させ、次の事項について確認すること。

ア 全域放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 遅延装置

確実に作動すること。

(ウ) 開口部の自動閉鎖装置

正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。

(エ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(オ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(カ) 放出表示灯

正常に点灯すること。

イ 局所放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(ウ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(2) 移動式

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ノズル開閉弁

異常がなく、試験用ガスが放射されること。

イ ホース及びホース接続部

試験用ガスの漏れがないこと。

別表第8 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア 消火剤貯蔵容器

(ア) 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

(ウ) 表示及び標識

適正に設けられていること。

イ 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

エ 容器弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

オ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

キ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、接続部の緩み等がないこと。

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア 消火剤貯蔵タンク

(ア) 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、タンク本体は取付枠に確実に固定されていること。

(ウ) 表示及び標識

適正に設けられていること。

(エ) 安全装置

放出口のつまり等がないこと。

イ 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 放出弁

変形、損傷、締付部の緩み等がなく、機能が正常であること。

エ 放出弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の放出弁開放装置

端子の緩み、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の放出弁開放装置

ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

オ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

カ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

c 表示

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(エ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

c ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(オ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

キ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の緩み等がないこと。

ク 定圧作動装置

変形、損傷等がなく、機能が正常であること。

(3) 起動用ガス容器等

ア 起動用ガス容器

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が確実にできること。

(イ) 表示

適正に設けられていること。

イ ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

エ 容器弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(ウ) 手動式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(4) 選択弁

ア 本体

(ア) 外形

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

イ 開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 電気式の開放装置

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(ウ) ガス圧式の開放装置

ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(5) 操作管及び逆止弁

ア 外形

変形、損傷、接続部の緩み等がなく、取付位置及び方向等が適正であること。

イ 機能

正常であること。

(6) 起動装置

ア 手動式起動装置

(ア) 周囲の状況

操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 操作箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に固定され、かつ、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電源表示灯

正常に点灯していること。

(オ) 音響警報起動用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(カ) 放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 保護カバー

有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 自動式起動装置

(ア) 火災感知装置

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(イ) 自動・手動切替装置

変形、損傷、脱落等がなく、切替位置及び切替機能が正常であること。

(ウ) 自動・手動切替表示灯

正常に点灯すること。

(7) 警報装置

ア 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 音響警報

正常に鳴動し、その音圧が適正であること。

ウ 音声警報

正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに必ず注意音を発した後、音声を発すること。

(8) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 遅延装置

設定及び作動時限が適正であること。

シ 自動・手動切替機能

機能が正常であること。

ス 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(9) 配管等

ア 管及び管継手

損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等には利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

(10) 配管の安全装置等

ア 安全装置

放出口のつまり等がないこと。

イ 破壊板

変形、損傷、脱落等がないこと。

(11) 放出表示灯

適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。

(12) 噴射ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

周囲に放射障害となるものがないこと。

(13) 防護区画

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 電気で作動するもの

端子の緩み等がなく、機能が正常であること。

(ウ) ガス圧で作動するもの

機能が正常であること。

(14) 非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値の範囲内であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

変形、損傷、緩み、著しい腐食、焼損等がないこと。

(15) ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 格納箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ ホース

変形、損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。

エ ホースリール

ホースの引出し、格納等が容易にできること。

オ ノズル

著しい腐食、つまり等がなく、危害防止のための措置がされていること。

カ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできること。

(16) 表示灯及び標識（移動式に限る。）

適正に設けられていること。

(17) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 全域放出方式及び局所放出方式

非常電源に切り替えた状態で起動させ、次の事項について確認すること。

ア 全域放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 遅延装置

確実に作動すること。

(ウ) 開口部の自動閉鎖装置等

正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。

(エ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(オ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(カ) 放出表示灯

正常に点灯すること。

イ 局所放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(ウ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(2) 移動式

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ノズル開閉弁

異常がなく、試験用ガスが放射されること。

イ ホース及びホース接続部

試験用ガスの漏れがないこと。

別表第9 屋外消火栓設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計 (圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

」 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 直接操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

b 遠隔操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられていること。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

(d) 機能

正常であること。

c 起動用水圧開閉装置

(a) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然

低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆（たい）積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 屋外消火栓箱等

ア 屋外消火栓箱

(ア) 位置及び周囲の状況

屋外消火栓からの距離が適正であり、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

ウ 屋外消火栓

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、地下式消火栓にあっては格納ピットの蓋（ふ

た) 等の開閉が容易にできること。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

(エ) 消火栓開閉弁

開閉操作が容易にできること。

エ 始動表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で起動させ、任意の屋外消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

規定量以上であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

イ 放水量

規定量以上であること。

ウ 減圧のための措置

機能が正常であること。

別表第 10 動力消防ポンプ設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 周囲の状況等

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、適正な場所に設置されていること。

(2) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(3) 吸管投入孔及び採水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に障害となるものがないこと。

イ 吸管投入口

変形、損傷等がなく、吸管投入孔の蓋〔ふた〕又は扉の開閉が容易にできること。

ウ 採水口

(ア) 本体

変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がなく、吸管等の着脱が容易にできること。

(イ) 開閉弁

変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 標識

適正に設けられていること。

(4) 内燃機関

ア 燃料

規定量が確保されていること。

イ 潤滑油

著しい汚れ、変質、漏れ等がなく、必要量が満たされていること。

ウ 蓄電池

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食、漏液等がないこと。

(イ) 電解液

著しい汚れがなく、比重が適正で、規定量が満たされていること。

(ウ) 端子電圧

適正であること。

エ 起動装置

始動が容易にできること。

オ 動力伝達装置

クラッチ操作が確実に行なえること。

カ 冷却装置

(ア) ラジエータ等

ラジエータ、配管等に変形、損傷、漏水、冷却水の著しい汚れ等がなく、冷却水が必要量満たされていること。

(イ) 冷却ファン

機能が正常であること。

キ 給排気装置

変形、損傷等がなく、機能が正常であること。

(5) ポンプ

ア 本体

ポンプ及び接続管部分に変形、損傷等がなく、バルブ類の開閉操作が容易にできること。

イ 真空ポンプ

(ア) 潤滑剤

必要量が満たされており、作動時の潤滑剤の排出状態が適正であること。

(イ) 自動停止スイッチ

確実に吸水し、吸水後自動的に真空ポンプが停止すること。

ウ 計器類

連成計、圧力計等に変形、損傷等がなく、正常に作動すること。

エ 作動

手動操作により、ポンプが起動すること。

(6) 車台装置及び搬送装置（消防ポンプ自動車を除く。）

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(7) 積載器具

ア 装備

ホース、吸管、破壊器具等の積載器具が適正に装備されていること。

イ 吸管及びストレーナー

変形、損傷、著しい腐食、つまり、パッキンの老化等がなく、吸水が確実に行なえること。

ウ ホース及びノズル等

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能 (ホースの製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

エ はしご

変形、損傷、著しい腐食がなく、円滑に伸縮できること。

オ 破壊器具その他の器具

変形、損傷等がないこと。

2 総合点検

起動装置の操作により動力消防ポンプを作動させ、次の事項について確認すること。

(1) 運転状況

低速、加速運転を行ったときに安定した性能を保持し、異常回転が認められないこと。

(2) 吸水性能

適正であること。

(3) 放水性能

ア 放水圧力

規定圧力であること。

イ 放水量

規定圧力において規定量以上であること。

(4) 走行性能 (消防ポンプ自動車又は自動車等によりけん引される動力消防ポンプ設備に限る。)

敏速に走行できること。

別表第 11 自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限る。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

規定値以上であること。

エ 切替装置 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

(ア) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示 (アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

タ 回路導通 (常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等 (アナログ式の自動火災報知設備に限る。)

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示 (遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器 (自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分布型

a 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ウ) 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器 (自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。)

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。)

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器 (遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る感知器に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあっては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能 (蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能 (二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能 (自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限る。)

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示 (アナログ式の自動火災報知設備に限る。)

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

(3) 地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動 (自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示 (アナログ式の自動火災報知設備に限る。) 及び音響装置の鳴動が正常であること。

別表第 11 の 2 ガス漏れ火災警報設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間の通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

ガス漏れ信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ ガス漏れ表示

適正にされること。

ソ 回路導通

試験用計器の指示又は確認灯の点検により導通すること。

タ 故障表示

適正にされること。

チ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) ガス漏れ検知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 設置場所及び設置位置

適正であること。

(ウ) 適応性

検知対象ガスの性状に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となる覆い等がないこと。

ウ 作動等

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 警報装置

ア 音声警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 増幅器、操作部

機能が正常であること。

(エ) 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

イ ガス漏れ表示灯

変形、損傷、脱落等がなく、正常に点灯し、かつ、容易に識別できること。

ウ 検知区域警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。

(エ) 鳴動区域

適正であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 検知区域警報装置の音圧

規定値以上であること。

(3) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意のガス漏れ検知器を作動させた場合に、ガス漏れ表示及び警報装置の作動が正常であること。

別表第 12 漏電火災警報器の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 受信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電源表示灯 (電源表示灯が設けられているものに限る。)

正常に点灯していること。

オ スイッチ類

開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 試験装置

機能が正常であること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 感度調整装置

設定値が適正であること。

シ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(2) 変流器

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 未警戒

未警戒の電路がないこと。

エ 容量

警戒電路の定格電流以上の電流値のものであること。B種接地線に設けられているものにあっては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値のものであること。

(3) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(4) 遮断機構 (遮断機構を有する漏電火災警報器に限る。)

ア 周囲の状況

周囲に可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留していないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 定格電流容量

警戒電路の定格電流以上の電流値のものであること。

エ 作動状況

機能が正常であること。

2 総合点検

漏洩（えい）電流検出試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) 作動範囲

作動電流設定値に対する作動範囲が正常であること。

(2) 漏電表示灯

正常に点灯すること。

(3) 音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 遮断機構（遮断機構を有する漏電火災警報器に限る。）

遮断が確実に行われること。

別表第 13 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 火災通報装置

ア 予備電源

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(エ) 電圧

規定値以上であること。

(オ) 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

(カ) 充電装置

変形、損傷等がなく、異常な発熱等がないこと。

イ 本体

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(オ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えられていること。

(カ) 起動機能

起動信号の送出の状況が正常であること。

(キ) 優先通報機能

使用中の電話回線に対して、強制的に発信可能の状態になること。

(ク) 通報頭出し機能

蓄積音声の情報が冒頭から始まること。

(ケ) 蓄積音声情報

内容が適切であること。

(コ) 再呼出し機能

消防機関側の電話機が話中時に自動的に再呼出しすること。

(サ) 通話機能等

a 消防機関側からの呼返し

蓄積音声情報を送出した後に、自動的に5秒間電話回線を開放し、消防機関側からの呼返し信号により応答し、通話することができること。

b 不応答時の通報継続

蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側からの呼返しが送出されない場合に、繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。

c 切替

蓄積音声を通話中に、手動操作により電話回線を送受話器側に切り替えて通話できること。

d 通話中断時の呼返し

蓄積音声情報を通報中に強制的に電話回線を開放し、消防機関側から呼返し信号が送出された場合に、火災通報装置側で通話できること。

(シ) モニター機能

電話回線を捕捉せずに、手動起動装置を操作し、選択信号及び蓄積音声情報がモニタースピーカーで確認できること。

ウ 遠隔起動装置（遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。）

（ア）周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

（イ）外形

変形、損傷等がないこと。

（ウ）表示

適正であること。

（エ）機能

起動信号の送出の状況が正常であること。

（2）消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）

ア 発信機

（ア）周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

（イ）外形

変形、損傷等がないこと。

（ウ）機能

押しボタンを操作したときに確実に作動すること。

（エ）結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

イ 標識

（ア）標識板

a 外形

変形、汚損等がないこと。

b 常夜灯

点灯していること。

（イ）標識灯

変形、損傷等がなく、点灯していること。

別表第 14 非常警報器具及び設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

（1）非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 非常ベル及び自動式サイレン

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 機能

押しボタン等を操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動すること。

イ 操作部及び複合装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(エ) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(オ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(カ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ケ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(コ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ ベル及びサイレン

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動

鳴動方式どおり鳴動すること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(3) 放送設備

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、起動装置である旨の表示が適正であること。

(イ) 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

(ウ) 押しボタン等

機能が正常であること。

(エ) 自動火災報知設備の発信機及び非常電話

起動が確実にされ、かつ、非常電話にあっては、親機の呼出し音及び相互通話が明瞭であること。

(オ) 自動火災報知設備との連動（連動する放送設備に限る。）

自動火災報知設備から起動のための信号が送信された際、自動的に作動し、かつ、相互の機能障害がないこと。

イ 増幅器、操作部及び遠隔操作器

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(オ) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(カ) 保護板

変形、損傷、脱落等がないこと。

(キ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(ク) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(ケ) 計器類

電圧計及び出力計が正常に作動すること。

(コ) 表示灯

正常に点灯すること。

(サ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(シ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(ス) 回路選択

選択した操作回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。

(セ) 2以上の操作部又は遠隔操作器(2以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)

同時作動及び同時通話ができること。

(ソ) 遠隔操作器の連動(遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)

双方の継電器、モニター、出力計等が正常に作動すること。

(タ) 非常用放送切替

一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。

(チ) 回路短絡

回路が短絡した場合に、短絡保護回路が遮断し、かつ、その旨の表示をするとともに、他の回路に機能障害がないこと。

(ツ) 音声警報音(音声警報音を発する放送設備に限る。)

感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送が正常であること。

(テ) 火災音信号 (火災音信号を発する放送設備に限る。)

音響が正常であること。

(ト) マイクロホン (音声警報音を発する放送設備に限る。)

マイクロホンを作動したときに自動的に音声警報音が停止すること。

(ナ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ スピーカー

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動

鳴動方式どおり鳴動すること。

(オ) 音量調整器

非常用放送に支障がないこと。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(4) 警鐘及びゴング等

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 音響装置及びスピーカーの音圧

規定値以上であること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部又は遠隔操作器を操作した場合又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信した場合に、火災表示並びに音響装置及びスピーカーの鳴動が正常であること。

別表第 15 避難器具の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 周囲の状況

ア 設置場所

避難に際し容易に接近できること。

イ 操作面積等

付近に当該器具の操作上支障となるものがなく、必要な面積が確保されていること。

ウ 開口部 (器具が取り付けられるものに限る。)

容易に、かつ、安全に開放でき、必要な面積が確保されていること。

エ 降下空間

降下上障害となるものがなく、必要な広さが確保されていること。

オ 避難空地

避難上障害となるものがなく、必要な広さが確保されていること。

(2) 標識

適正に設けられていること。

(3) 器具本体

ア 避難はしご

(ア) 縦棒

変形、損傷、腐食等がないこと。

(イ) 横さん

変形、損傷、腐食等がなく、踏み面の滑り止めに異常がないこと。

(ウ) 突子

変形、損傷、腐食等がないこと。

(エ) 結合部等

変形、損傷、割れ、腐食、緩み等がなく堅固に結合されていること。

(オ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

(カ) つり下げ金具

変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 緩降機

(ア) 調速機

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

(イ) 调速機の連結部

変形、損傷、腐食等がないこと。

(ウ) ロープ

損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(エ) 着用具

変形、損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(オ) ロープと着用具の緊結部

損傷、腐食、緩み等がなく、堅固に結合されていること。

ウ すべり台

(ア) 底板及び側板

表面が平滑で、滑降に支障となる段差、隙間等がなく、かつ、変形、損傷、腐食等がないこと。

(イ) すべり面の勾配

適正であること。

(ウ) 手すり

変形、損傷、腐食等がないこと。

エ すべり棒

表面が平滑で、変形、損傷、腐食等がないこと。

オ 避難ロープ

(ア) ロープ本体

変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(イ) 結合部

緊結されていること。

(ウ) つり下げ金具

変形、損傷、腐食等がないこと。

カ 避難橋

(ア) 床板、手すり等

変形、損傷、腐食等がなく、勾配を有する床板にあっては、滑り止めに著しい磨耗等がないこと。

(イ) 接合部

亀裂、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

キ 避難用タラップ

(ア) 踏み板、手すり等

変形、損傷、腐食等がなく、踏み板の滑り止めに著しい磨耗等がないこと。

(イ) 接合部

亀裂、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

ク 救助袋

(ア) 本体布及び展張部材

損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(イ) 縫い合せ部

損傷、緩み、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(ウ) 保護装置 (斜降式の救助袋に限る。)

損傷、腐食、著しい磨耗等がないこと。

(エ) 結合部

損傷、腐食、緩み等がなく、本体と取付具が緊結されていること。

(オ) 可動部

a 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

b 機能

正常であること。

(4) 取付具及び支持部

ア 取付具

変形、損傷、腐食、ねじれ、曲がり、接合部の緩み等がなく、支持部に適正に取り付けられていること。

イ 可動部

円滑に可動すること。

ウ 支持部

亀裂、変形、損傷、腐食等がないこと。

エ 固定環 (斜降式の救助袋に限る。)

土砂の堆（たい）積等がなく、かつ、保護蓋（ふた）が容易に開放できること。

オ ハッチ

（ア）上蓋

開閉操作が容易にできること。

（イ）下蓋

開閉操作が容易にでき、かつ、雨水等が溜まらない措置が講じられていること。

（ウ）使用方法の表示

適正であること。

（5）格納状況

ア 格納箱

変形、損傷、著しい腐食及び水の浸入等がなく、器具本体の腐食等を防止する措置が適正に講じられていること。

イ 格納状況

容易に使用できる状態で格納されていること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

（1）器具の取付け等

開口部の開放、器具の取付け等が適正に行うことができること。

（2）降下

器具に応じた降下が適正に行うことができること。

（3）格納

避難器具に応じた格納が適正に行うことができること。

別表第 16 誘導灯及び誘導標識の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

（1）誘導灯

ア 外箱及び表示面

（ア）種類

所定の種類のものが適正に設置されていること。

（イ）視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

（ウ）外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

（エ）表示

適正であること。

イ 非常電源 (内蔵型のものに限る。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

ウ 光源

汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯していること。

エ 点検スイッチ

変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であること。

オ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

キ 信号装置等 (消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 誘導標識

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

イ 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

ウ 採光

識別に十分な明るさがあること。

別表第 17 消防用水の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(2) 吸管投入孔及び採水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に障害となるものがないこと。

イ 吸管投入口

変形、損傷等がなく、吸管投入孔の蓋〔ふた〕又は扉の開閉が容易にできること。

ウ 採水口

(ア) 本体

変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がなく、吸管等の着脱が容易にできること。

(イ) 開閉弁

変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 標識

適正に設けられていること。

別表第 18 排煙設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 防煙区画壁

ア 固定壁

変形、損傷等がなく、間仕切りの変更等により撤去されていないこと。

イ 可動壁

(ア) 周囲の状況

周囲に可動障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 排煙口及び給気口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(3) 風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(4) 電動機の制御装置

ア 制御盤

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正にされていること。

ウ 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

エ 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

オ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

カ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

キ 表示灯

正常に点灯すること。

ク 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ケ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

コ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(5) 起動装置

ア 自動式起動装置

煙感知器は、自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

イ 手動式起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

(6) 排煙機及び給気機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

ウ 回転羽根

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(7) 排煙出口

周囲に排煙上障害になるものがないこと。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動装置の操作により、任意の区画で排煙機及び給気機の作動試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) 排煙機及び給気機

確実に起動すること。

(2) 可動壁

確実に作動すること。

(3) 電動機の運転電流

適正であること。

(4) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないこと。

(5) 回転羽根

回転が正常であること。

別表第 19 連結散水設備の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。

ウ 本体

パッキンの老化等がなく、ホース等が容易に着脱できること。

エ 標識及び系統図

適正に設けられていること。

(2) 選択弁

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 表示

開閉方向及び選択弁である旨の表示が適正であること。

ウ 外形

変形、損傷等がないこと。

エ 機能

正常であること。

(3) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

ア 周囲の状況等

火災による被害を受けるおそれのない場所であるか又は耐熱処置が適切に講じられていること。

イ 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。

ウ 機能

正常であること。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ 耐熱措置 (配管の接続にフランジ継手を用いるものに限る。)

耐熱措置が適正に講じられていること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(5) 散水ヘッド

ア 外形

(ア) 変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

(イ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、漏水がないこと。

イ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 感熱障害 (閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用するものに限る。)

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

別表第 20 連結送水管の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。

ウ 本体

パッキンの老化等がなく、ホース等が容易に着脱できること。

エ 標識

適正に設けられていること。

(2) 放水用器具格納箱等

ア 放水用器具格納箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実にできること。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形及び機能

必要本数が所定の位置に正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

(イ) ホースの耐圧性能 (ホースの製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形又は著しい漏水がないこと。

ウ 放水口

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

漏れ、変形、損傷等がないこと。

(ウ) 標識

適正に設けられていること。

(エ) 開閉弁

開閉操作が容易にできること。

エ 格納箱

扉の開閉が容易にできること。

(3) 加圧送水装置

ア 電動機の制御装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(オ) 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(カ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(キ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(ク) 表示灯

正常に点灯すること。

(ケ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(コ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(サ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

イ 起動装置

(ア) 直接操作部

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 機能

正常であること。

(イ) 遠隔操作部

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、表示が適正であること。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 機能

正常であること。

ウ 電動機

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 回転軸

回転が円滑であること。

(ウ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(エ) 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

(オ) 機能

正常であること。

エ ポンプ

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 回転軸

回転が円滑であること。

(ウ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(エ) グランド部

著しい漏水がないこと。

(オ) 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

(カ) 性能

適正であること。

オ 呼水装置

(ア) 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

(イ) バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(ウ) 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(エ) 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(4) 中間水槽等

ア 中間水槽

(ア) 外形

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

(イ) 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

イ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

ウ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(5) 配管等

ア 管及び管継手

(ア) 外形

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等を利用されていないこと。

(イ) 配管の耐圧性能 (配管を設置した日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形又は漏水がないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく逃し水量が適正であること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、任意の遠隔操作部の操作により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。

(1) 加圧送水装置

確実に起動すること。

(2) 電動機の運転電流

適正であること。

(3) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動等がないこと。

別表第 21 非常コンセント設備の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 保護箱

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が確実であること。

ウ 表示

適正であること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(2) さし込接続器

変形、損傷、著しい腐食、異物のつまり等がなく、プラグの着脱が容易にできること。

(3) 開閉器

変形、損傷等がなく、開閉位置が適正で、かつ、開閉機能が正常であること。

(4) 端子電圧

常用電源及び非常電源の端子電圧が規定値であること。

(5) 相回転 (定格電圧 200V の機器を接続する非常コンセント設備に限る。)

適正であること。

別表第 22 無線通信補助設備の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 保護箱

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、塵 (ちり) 及び水の浸入等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ 表示

箱表面に無線機接続端子である旨並びに箱内の見やすい位置に最大許容入力、使用可能周波数帯及び注意事項の表示が適正であること。

(2) 無線機接続端子

ア 外形

変形、損傷等がないこと。

イ 無反射終端抵抗器・キャップ

無反射終端抵抗器又はキャップがあること。

ウ コネクター

着脱が容易にできること。

(3) 増幅器

防火上有効な措置がされている場所に設置されていること。

(4) 分配器等

防水措置に異常がないこと。

(5) 空中線

変形、損傷、著しい腐食等がなく、通行上及び避難上障害にならないこと。

(6) 漏洩（えい）同軸ケーブル

ア 支持部

堅固に支持されていること。

イ 防湿措置

接続部分の防湿措置は適正であること。

ウ 耐熱保護

損傷、脱落等がないこと。

エ 可とう性

接栓用同軸ケーブルは、可とう性を有していること。

(7) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

別表第 23 非常電源（非常電源専用受電設備）の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 設置状況

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式非常電源専用受電設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

ウ 水の浸透

水が浸透していないこと。

エ 換気

適正に行なえること。

オ 照明

使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

(2) 高圧受電盤(キュービクル式の高圧部分を除く。)及び配分電盤

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 計器類

変形、損傷等がなく、正常に作動するとともに、指示値が適正であること。

エ 開閉器及び遮断器(低圧のものに限る。)

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

オ 表示灯

正常に点灯すること。

カ ヒューズ類(低圧のものに限る。)

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器(低圧のものに限る。)

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(3) 変圧器

変形、損傷、漏油等がなく、モールド形の変圧器の場合にあっては、モールド部の損傷、汚損がないこと。

(4) コンデンサー

変形、損傷、漏油等がないこと。

(5) 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

(6) 接地(低圧のものに限る。)

著しい腐食、断線等がないこと。

(7) 結線接続

電線、中性線等の締付部及び端子の緩み、脱落、損傷、変色等の異常がないこと。

(8) 耐震措置

アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(9) 予備品等（低圧のものに限る。）

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 保護継電器等

作動状況が適正であること。

(4) 高圧又は特別高圧の非常電源専用受電設備

ア 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、容量は負荷に対して適正であること。

イ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ウ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

別表第 24 非常電源（自家発電設備）の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 設置状況

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式自家発電設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

ウ 水の浸透

水が浸透していないこと。

エ 換気

適正に行なえること。

オ 照明

自家発電設備の使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

(2) 表示

適正であること。

(3) 自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）

ア 原動機及び発電機

変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

イ 冷却装置

(ア) ラジエータ、配管等

変形、損傷、漏れ、冷却水の著しい汚れ又は腐敗等がないこと。

(イ) 冷却ファン

機能が正常であること。

ウ 潤滑油類

著しい汚れ、変質、漏れ等がなく、必要量が満たされていること。

エ その他の付属機器類

変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がないこと。

(4) 始動装置

ア 始動用蓄電池設備

蓄電池設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

イ 始動用空気圧縮設備

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 空気だめ

空気圧力が適正であること。

(ウ) 潤滑油類

空気圧縮機の潤滑油類に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(5) 制御装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 発電機盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

ウ 自動始動盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

エ 補機盤

変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

オ 電源表示灯

正常に点灯していること。

カ 表示灯

正常に点灯すること。

キ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

ク ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ケ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(6) 保護装置

作動、表示が正常であること。

(7) 計器類

変形、損傷等がなく、正常に作動するとともに指示値が適正であること。

(8) 燃料容器等

ア 外形

変形、損傷、漏れ等がないこと。

イ 燃料貯蔵量

規定の量が確保されていること。

(9) 冷却水タンク

ア 外形

変形、損傷、漏れ等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

(10) 排気筒

ア 周囲の状況

周囲に可燃物がおかれていないこと。

イ 外形

変形、損傷、支持金具の緩み等がないこと。

ウ 貫通部

遮熱保護部の断熱材等に変形、損傷、脱落等がないこと。

(11) 配管

変形、損傷、漏れ等がないこと。

(12) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(13) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(14) 始動性能

確実に始動し、始動時間が適正で、かつ、電圧確立が正常であること。

(15) 運転性能

漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。

(16) 停止性能

ア 手動停止

手動停止装置により確実に停止し、停止動作等に異常がないこと。

イ 自動停止 (自動停止できる自家発電設備に限る。)

確実に停止し、停止動作等に異常がないこと。

(17) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(18) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 始動装置

ア 始動用蓄電池設備

蓄電池設備の総合点検の基準に準じていること。

イ 始動用空気圧縮設備

機能が正常であること。

ウ 始動補助装置

確実に作動すること。

(4) 保護装置

作動値が設定値どおりであること。

(5) 負荷運転

ア 運転状況

漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。

イ 換気

給気及び排気の状態が適正であること。

別表第 25 非常電源 (蓄電池設備) の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式蓄電池設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

ウ 水の浸透

水が浸透していないこと。

エ 換気

適正に行なえること。

オ 照明

蓄電池設備の使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

(2) 蓄電池

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、漏液等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 電解液

比重及び液温が適正で、規定量が満たされていること。

エ 減液警報用電極

変形、損傷、腐食、断線等がないこと。

オ 総電圧

適正であること。

カ セル電圧

適正であること。

キ 負荷容量

適正であること。

ク 均等充電

適正であること。

(3) 充電装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

エ 交流入力電圧

適正であること。

オ トリクル充電電圧及び浮動充電電圧

適正であること。

カ 均等充電電圧

適正であること。

キ 出力電流

適正であること。

ク 負荷電圧

適正であること。

ケ 負荷電流

適正であること。

コ 自動充電切替

自動的に充電し、かつ、充電完了後トリクル充電又は浮動充電に自動的に切り替わること。

サ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(4) 逆変換装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

エ 交流出力電圧

適正であること。

オ 交流出力電流

適正であること。

カ 周波数

適正であること。

キ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(5) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷、著しい腐食等がないこと。

(6) 耐震措置

アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(7) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 容量

適正であること。

(4) 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

(5) 電圧計及び周波数計

指示値が適正であること。

(6) 警報動作

正常に作動すること。

(7) 減液警報装置

正常に作動すること。

(8) 電圧調整範囲

所定の範囲であること。

(9) 負荷電圧補償装置

降下電圧が適正であること。

(10) タイマー

設定値及び作動が適正であること。

別表第 25 の 2 非常電源 (燃料電池設備) の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄電池

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 区画等

不燃専用室の区画, 防火戸等又はキュービクル式燃料電池設備の外箱, 扉, 換気口等に変形, 損傷等がないこと。

ウ 水の浸透

水が浸透していないこと。

エ 換気

適正に行なえること。

オ 照明

燃料電池設備の使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

(2) 表示

適正であること。

(3) 燃料電池

ア 冷却装置

(ア) ラジエータ、配管等

変形, 損傷, 漏れ, 冷却水の著しい汚れ又は腐敗等がないこと。

(イ) 冷却ファン

機能が正常であること。

イ その他の付属機器類

変形, 損傷, 脱落, 漏れ, 腐食等がないこと。

(4) 制御装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 電気盤

変形, 損傷, 端子の緩み, 著しい腐食等がないこと。

ウ 電源表示灯

正常に点灯していること。

エ 表示灯

正常に点灯すること。

オ 開閉器及び遮断器

変形, 損傷, 端子の緩み等がなく, 開閉機能及び開閉位置が正常であり, かつ, 容量は負荷に対して適正であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(5) 改質器

損傷、異音、異臭等がなく、機能が正常であること。

(6) 計器類

変形、損傷等がなく、正常に作動するとともに指示値が適正であること。

(7) 燃料容器等

ア 外形

変形、損傷、漏れ等がないこと。

イ 燃料貯蔵量

規定の量が確保されていること。

(8) 排気筒

ア 周囲の状況

周囲に可燃物がおかれていないこと。

イ 外形

変形、損傷、支持金具の緩み等がないこと。

ウ 貫通部

遮熱保護部の断熱材等に変形、損傷、脱落等がないこと。

(9) 配管

変形、損傷、漏れ等がないこと。

(10) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(11) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(12) 運転性能

異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(14) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 保護装置

作動値が設定値どおりであること。

(4) 停止性能

手動停止装置により確実に停止し、停止動作等に異常がないこと。

(5) 切替性能

常用電源が停電してから規定の時間内に自家発電設備に係る負荷回路の専用運転に切り替わること。

別表第 26 配線の点検の基準

総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 専用回路

消防用設備等専用である旨の表示があり、消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐させていないこと。

(2) 開閉器及び遮断器

損傷、過熱、接続部の緩み、変色等がないこと。

(3) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(4) 絶縁抵抗

回路の絶縁抵抗値が適正であること。

(5) 耐熱保護

耐熱保護部分は、損傷、脱落等がないこと。

別表第 27 操作盤の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 本体

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 表示部

汚損、不鮮明な部分等がなく、適正に表示されること。

オ 操作部

変形、損傷等がなく、円滑に操作することができること。

カ 相互通話装置

相互間で同時通話が正常にできること。

キ 電圧計

変形、損傷等がなく指示値が適正であること。

ク スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

ケ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

コ 表示灯

正常に点灯すること。

サ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 表示機能

適正に表示されること。

セ 警報機能

適正に警報されること。

ソ 操作機能

(ア) 警報停止機能

警報が適正に停止されること。

(イ) 連動移報切替機能

適正に切り替えられること。

(ウ) 表示切替機能

適正に切り替えられること。

(エ) 復旧機能

復旧すること。

(オ) 遠隔起動機能

消防用設備等が正常に起動すること。

タ 情報伝達機能

適正に行われること。

チ 制御機能

システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないこと。

ツ 記録機能

火災情報等が適正に記録されること。

テ 消防活動支援機能

消防設備等の作動状況が適正に表示されること。

ト 運用管理支援機能 (運用管理支援機能を有する操作盤に限る。)

(ア) シミュレーション機能

正常であること。

(イ) ガイダンス機能

正常であること。

(ウ) 履歴機能

正常であること。

(エ) 自己診断機能

正常であること。

ナ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、任意の消防用設備等を起動させた場合に、表示、警報、操作等の機能が正常であること。

別表第 28 パッケージ型消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) パッケージ

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がなく、確実に固定されており、かつ、扉の開閉が容易にできること。

ウ 表示

適正であること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 設置場所

所定の距離が確保されていること。

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

オ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

カ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

オ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

b 表示/li>

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(エ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(オ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

(5) 配管

漏れ、変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。

(6) ホース、ホースリール又はホース架、ノズル並びにノズル開閉弁

ア ホース

変形、損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。

イ ホースリール及びホース架

ホースの引出し、格納等が容易にできること。

ウ ノズル

著しい腐食、つまり等がないこと。

エ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできること。

2 総合点検

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項について確認すること。

(1) ノズル開閉弁

異常がなく、試験用ガスが放射されること。

(2) ホース及びホース接続部

試験用ガスの漏れがないこと。

別表第 29 パッケージ型自動消火設備の点検の基準

1 機器点検

(1) パッケージ

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ 表示

適正であること。

エ 同時放射区域

同時放射区域の設定、用途及び面積は適正であること。

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

オ 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

カ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

オ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

b 表示

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(エ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(オ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(カ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

(4) 作動装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 手動作動装置

機能が正常であること。

(5) 受信装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 火災表示灯等

正常に点灯すること。

シ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(6) 感知部

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 検出方式

同時放射区域ごとに検出方式の異なる2以上のセンサーで構成されていること。

ウ 機能障害

機能障害となるものがないこと。

エ 作動等

確実に作動し、かつ、防護区域及び同時放射区域の表示が適正であること。

(7) 選択弁

ア 本体

(ア) 外形

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

イ 選択弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(8) 放出導管等

ア 管、管継手及び分岐管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

(9) 放出口

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 放出障害

放出口の周囲に消火薬剤の放射を妨げるものがないこと。

(10) 非常電源及び配線

別表第二十三、別表第二十四又は別表第二十五に規定する非常電源の点検の基準並びに別表第二十六に規定する配線の点検の基準によること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、試験用ガスにより、次の事項について確認すること。

(1) 感知部

機能が正常であること。

(2) 受信装置

任意の感知部を加熱又は加煙した場合に、当該一の感知部が発報することにより火災信号を受信し、警報を発するとともに、同一の同時放射区域の他の感知部が発報することにより作動装置が作動すること。

(3) 作動装置の連動

同時放射区域を二以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、同時に放射できるよう連動して作動すること。

(4) 作動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(5) 放出導管

通気状態で漏れがないこと。

(6) 監視盤等

受信装置の移報と連動して表示窓が点灯し、警報音が鳴動すること。

別表第 30 共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計 (圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置 (起動用水圧開閉装置)

a 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

b 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

c 機能

作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 標識

制御弁及び試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っておらず、かつ、ホース等が容易に着脱できること。

ウ 標識

適正に設けられていること。

(6) スプリンクラーヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感熱障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(7) 制御弁

ア バルブ本体及び付属品

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

イ 標識

適正に設けられていること。

(8) 表示器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 作動表示灯

正常に点滅すること。

ウ 制御弁表示灯

正常に点滅すること。

エ 通電表示灯

正常に点灯していること。

(9) 自動警報装置

ア 発信部(流水検知装置又は圧力検知装置)

(ア) バルブ本体及び付属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

(イ) リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

(ウ) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、正常に作動すること。なお、圧力検知装置の場合にあっては、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

イ 受信部 (表示装置)

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 表示機能

適正であること。

(エ) 警報機能

適正であること。

ウ 音声警報装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 警報音

適正であること。

(エ) 鳴動方式

警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

(10) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、試験弁の開放操作等により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等

a 加圧送水装置

正常に作動すること。

b 表示、警報等

適正に行われること。

c 電動機の運転電流

適正であること。

d 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力

試験弁において規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式

(ア) 表示、警報等

適正に行われること。

(イ) 放水圧力

試験弁において規定圧力範囲内であること。

(ウ) 減圧のための措置

機能が正常であること。

別表第 31 共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧（自動試験機能を有するものを除く。）

規定値以上であること。

エ 切替装置（自動試験機能を有するものを除く。）

常用電源を停止状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置（自動試験機能を有するものを除く。）

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続（自動試験機能を有するものを除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 住棟受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電源表示灯

変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器 (自動試験機能を有するものを除く。)

脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

住棟受信機相互間の通話が明瞭に行えること。

サ 結線接続 (自動試験機能を有するものを除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 付属装置

火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等 (自動試験機能を有するものを除く。)

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示 (アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

タ 回路導通 (自動試験機能又は常時断線監視機能を有する共同住宅用自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等 (アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。)

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 共同住宅用受信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電源表示灯

変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

オ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ 表示灯

正常に点灯すること。

キ 付属装置

火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

(4) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

エ 煙感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(5) 音声警報装置 (補助音響装置を含む。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

ウ 音声警報等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

エ 鳴動方式

警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

(6) 蓄積機能 (蓄積機能を有する共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。

イ アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であること。

(7) 自動試験機能

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限る。)

イ 住棟受信機の火災表示

ウ 住棟受信機の注意表示 (アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。)

エ 住棟受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器回路及び音声警報装置 (戸外表示器の音声警報装置を除く。) 回路

(8) 戸外表示器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 作動表示灯

正常に点滅すること。

ウ 通電表示灯

正常に点灯していること。

エ 音声警報装置の鳴動状況

音圧、音色及び音声が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動試験

機能が正常であること。

(2) 煙感知器の感度 (自動試験機能を有するものを除く。)

感度が正常であること。

(3) 音声警報装置 (補助音響装置を含む。) の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動 (自動試験機能を有するものを除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示 (アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。) 及び音声警報装置の鳴動が正常であること。

別表第 32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) 住戸用受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電源表示灯

変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

オ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ 表示灯

正常に点灯すること。

キ 付属装置

火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

(2) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

エ 煙感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(3) 音声警報装置及び音響装置（補助音響装置を含む。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

ウ 音声警報等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

エ 鳴動方式

警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

(4) 蓄積機能（蓄積機能を有する住戸用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。

(5) 戸外表示器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 作動表示灯

正常に点滅すること。

ウ 通電表示灯

正常に点灯していること。

エ 音声警報装置の鳴動状況

音圧、音色及び音声が正常であること。

共同住宅用非常警報設備

(1) 非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 非常ベル及び自動式サイレン

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 機能

押しボタン等を操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動すること。

イ 操作部及び複合装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 電源表示灯

変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

(エ) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(オ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(カ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ケ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(コ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ 音響装置 (ベル及びサイレン)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音響警報等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動方式

鳴動方式どおり鳴動すること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) 煙感知器の感度 (自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

(2) 音声警報装置及び音響装置 (戸外表示器の音声警報装置を含む。) の音圧

規定値以上であること。

(3) 総合作動 (自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、音声警報装置及び音響装置の鳴動が正常であること。

共同住宅用非常警報設備

(1) 音響装置の音圧

規定値以上であること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置又は操作部を操作した場合に、火災表示並びに音響装置の鳴動が正常であること。

別表第 33 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

規定値以上であること。

エ 切替装置 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を 復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。。

オ 充電装置 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

(ア) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示 (アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

タ 回路導通 (無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等 (アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示 (遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあつては、警戒区域の表示が

適正であること。

エ 煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）

感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあっては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能 (蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたとき の火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示ま での時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能 (二信号機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表 示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。)

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源 (内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示 (アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路 (無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。)

(9) 連動機能 (連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。)

確実に連動していること。

(10) 無線機能 (無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度 (自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

(3) 地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示(アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)及び音響装置の鳴動が正常であること。

別表第 34 加圧防排煙設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 防煙区画壁

ア 固定壁

変形、損傷等がなく、間仕切りの変更等により撤去されていないこと。

イ 可動壁

適正であること。

(ア) 周囲の状況

周囲に可動障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 排煙口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(3) 排煙用の風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(4) 排煙機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

(オ) 制御装置

a 制御盤

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 表示

適正にされていること。

c 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

d 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

e ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

f 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

g 表示灯

正常に点灯すること。

h 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

i 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ 回転羽根

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(5) 排煙出口

周囲に排煙上障害になるものがないこと。

(6) 加圧式消火活動拠点

ア 区画変更等

拠点の区画に変更がないこと。

イ 区画の状況

区画内に消火活動上支障となるものがないこと。

ウ 支持部

(ア) 周囲の状況

周囲に開閉上支障となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、腐食等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

エ 通話装置

防災センターその他これらに類する場所と通話が明瞭に行えること。

(7) 給気口

ア 周囲の状況

周囲に給気上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(8) 給気用の風道

ア 周囲の状況

可燃物が接触していないこと。

イ 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

ウ 支持部

緩み等がないこと。

エ 防火ダンパー

取付部に緩み、脱落等がなく、開閉機能が正常であること。

オ 接続部

パッキン等の損傷、脱落等がないこと。

(9) 給気機

ア 外形

回転羽根及び電動機に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 電動機

(ア) 回転軸

回転が円滑であること。

(イ) 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

(ウ) 動力伝達装置

変形、損傷等がなく、プーリ、Vベルトの機能が正常であること。

(エ) 機能

正常であること。

(オ) 制御装置

a 制御盤

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 表示

適正にされていること。

c 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

d 開閉器及びスイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

e ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

f 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

g 表示灯

正常に点灯すること。

h 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

┆ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

┆ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(10) 空気逃し口

ア 周囲の状況

周囲に排煙上障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、作動が正常であること。

(11) 起動装置

ア 排煙口の手動起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

イ 給気口の手動起動装置

(ア) 手動操作箱

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷等がないこと。

c 表示

適正にされていること。

(イ) ハンドル及びレバー等

損傷、脱落等がなく、操作が容易にできること。

ウ 排煙口の自動起動装置

煙感知器は、自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(12) 耐震措置

アンカーボルト等に、変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、自動又は手動の起動装置の操作により、任意の区画で排煙機及び給気機の作動試験を行い、次の事項について確認すること。

(1) 排煙機

確実に起動すること。

(2) 給気機

確実に起動すること。

(3) 電動機の運転電流

適正であること。

(4) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないこと。

(5) 回転羽根

回転が正常であること。

(6) 空気逃し口

確実に開放すること。

(7) 扉の開放状況

扉の開放に支障がないこと。

(8) 可動壁

確実に作動すること。

別表第 35 複合型居住施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
規定値以上であること。

エ 切替装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）
常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置 (自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。)
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続 (自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。)
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器 (自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。)

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ 結線接続 (自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等 (自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。)

(ア) 蓄積式

蓄積機能及び火災表示が適正であること。

(イ) アナログ式

火災表示が適正であること。

(ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示 (アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

タ 回路導通 (無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等 (アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。)

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示 (遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器 (自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

(ア) スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分布型

α 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

β 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ウ) 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

(ア) スポット型

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）

確実に作動すること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器（遠隔試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）

感知器の作動が適正であること。なお、受信機が設けられる場合にあっては、警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあっては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能(蓄積機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたとき の火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示ま での時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能(二信号機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表 示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能(自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。)

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示(アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。)

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路(無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。)

(9) 連動機能(連動型警報機能付感知器により構成される複合型居住施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。)

確実に連動していること。

(10) 無線機能(無線式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。)

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

感度が正常であること。

(3) 地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示（アナログ式の複合型居住施設用自動火災報知設備に限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。